

「赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し」（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条第7号）との要件が規定されるに至った経緯

1 法制審議会に対する諮問第54号（平成13年6月18日）における要綱（骨子）

- 一 1 アルコール若しくは薬物の影響により、又は運転に必要な技能を有しないため、正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は十年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処するものとする。自動車の進行を制御することが困難な著しい高速度で自動車を走行させ、よって人を死傷させた者も、同様とすること。
- 2 赤色信号に従わず、又は走行中の自動車等の直前への進入その他の人若しくは自動車等に著しく接近してその通行を妨害する方法で、かつ、これらの方法によるときは重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、1と同様とすること。
- 二 （略）

2 法制審議会刑事法（自動車運転による死傷事犯関係）部会における主な発言

※議事録から抜粋

【第1回会議（平成13年6月28日）】

- 「赤信号に従わず」ということですがけれども、やはり交通事故の大半が交差点の中で起こっているということがございまして、そういった場合に、信号機のある交差点におきましては、ほとんどがどちらかが赤信号無視、信号無視ということをやっているということでもありますから、そういった場合に、ここをかなり限定して読むような形にできないと、大半のものが「赤信号に従わず」といったものになってくるのではないかとといったような気がいたします。」
- 「赤信号の無視というのももしかしたら広いのかもしれない。黄色の信号が前にあって、もう少ししたら赤になるなと思ったときにぱっと入った、赤になって入ったというときももしかしたらそうなのかもしれない。これでもいいのかなど。」

【第2回会議（平成13年7月11日）】

- 「赤色信号に従わなかったという場合には、走行中に黄色から赤に変わったけれども、しかしアクセルを踏んで通り過ぎようとしたというような場合も、この規定ですと、「これらの方法によるときは重大な交通の危険を生じさせる速度で」というような限定が付いておりますけれども、恐らく交差点内で衝突事故が起これば、ある程度のスピードであれば重大な交通の危険を生じさせるという場合がほとんどではないかと思われまので、余り限定になっていないのではないかと。だとすると、赤色信号に従わなかった場合の交通事故というのはほとんどが含まれてしまうのではないかという危惧を持っております。もちろん、赤色信号に従わなかった場合につきましては、全く赤色信号を無視して次々と、例えば暴走族のような、次々と赤色信号を突破していくというような、非常に悪質・危険な類型も当然あり、そのような類型を捕捉するという点については全く反対はありませんけれども、そういう特に悪質・重大な危険のある行為に限定するということが必要ではないかというふうに思っております。」
- 「先ほどから問題にされている行為の類型的な危険性というものが顕著な運転行為というものに、もう少し絞りがかけられるべきではないかと。そういう意味では、（中略）赤色信号無視の場合の絞りが少し足りないのではないかという点については、全く同意見です。」
- 「それから、「赤色信号に従わず」ということに関してですが、（中略）例えば「あえて赤色信号に従わず」というふうに上に置いた方がその趣旨がよく分かるのではないかと思います。そういうことは無理でしょうか。「あえて」というふうに上にくっつける。」
- 「意味はそういうことでございますけれども、要綱（骨子）としては、こういう表現になろうかということでございます。したがって、ここは無視は当然のことながら故意の内容ということでございます。」
- 「文言の点でいろいろ御意見が出ていますが、私はもしこれを生かすのであれば、先ほど「あえて」ということが赤色信号の無視についてあったわけですが、これを「殊更に」という用語を用いてもよいのではないかと思うのです。」

【第3回会議（平成13年7月25日）】

- 「一の2の後段につきましては、「赤色信号に従わず」を「赤色信号を殊更に無視し」と改めております。もとより、信号機は道路におきます危険の防止などの理由により設置されるものでございまして、赤信号無視は、通常その行為自体において他の自動車や人との衝突を生じさせる危険性の高い行為であると考えられますし、実態的にも多くの死傷事故の原因となっているものでございます。しかし、故意で赤色信号に従わない行為の中にも、例えば前回御指摘がございましたように、黄色信号から赤信号への変り際に行くものもございまして、このような場合に、危険性が極めて高い行為とまでは言えないのではないかと、あるいは反社会性の極めて高い行為とまでは言えないのではないかとという考え方も直ちには否定できないところでございます。したがって、今回、赤色信号を殊更に無視する行為、すなわち赤色信号と申します社会一般にそれに従って進行することが期待されております進行禁止の指示に従わない行為のうち、そのような指示に従う意思のない者を処罰することといたしまして、信号の変り際の赤信号であることについての未必的な認識が認められるにすぎないような信号無視の場合などを除外することとしたものであります。もっとも、殊更に赤色信号を無視する場合でございまして、運転者におきまして、交差道路等を通行する車や自動車などを発見したときに、重大な事故となるような衝突を避けることが可能な速度まで減速して進行する場合には、その行為自体において重大な事故を生じさせる危険性の高いものであるとは認められないわけでもございまして、そのため「重大な交通の危険を生じさせる速度で」という要件を付加しております。」
- 「信号の方でございませけれども、「殊更」を入れたということは、未必の故意的なものは除外したという御説明でございませけれども、それ以外の故意犯、未必の故意的なもの以外の信号無視という故意犯というものは、一応この「赤色信号を殊更に無視し」というものにすべて当たるということで解してよろしいのでしょうか。黄色から赤に変わるかもわからん、そして赤に変わったのを認識したというようなものは除くのかも分かりませけれども、それ以外は。」
- 「赤であるということを知りながら、止まろうと思えば十分止まれるのにあえて行くという場合は、「殊更に無視」に当たるということになります。」
- 「私ども、これまでこの赤色信号部分については該当するであろう対象が広範になり過ぎるのではないかとこの点の指摘をしてまいったわけでもございます。そのよ

うな中で、「殊更に」という形にして修文をされたわけですが、その意味するところをお聞きしておりますと、私も全部聞き取れたわけではないのですが、例えば故意の中にも反社会性があるもの、あるいは禁止行為とされているものに従う意思のないもの、そういうものを対象とすると、したがってそういうものを対象とするということによって原因行為が悪質であり、その結果としての死傷に対して、いわゆる1項と同じような刑を科すということの理由としているというふうに解するわけですが、ただ何度も申し上げて恐縮なんです、信号無視そのものについては道交法上3月という類型であるということと、禁止行為、他に交通事故に直結するような禁止行為というのはほかにもたくさんあるわけですが、そのような中で、あえて赤色信号のみを一つの構成要件として取り出しているという点につきまして、依然として運用面において、将来的に混乱が生じるのではないかという危惧を持っておるということ、ちょっと感想として申し上げさせていただきます」

- 「赤信号無視の場合の、これだけではまだかなり広がるのではないかという危惧を感じられるというお話もあるわけですが、先ほど申し上げましたように、「殊更に無視」という言葉は、赤信号におよそ従う意思がない、言ってみれば他人のほかの交通の安全というものに顧慮しない、そういう態度を表している、そういうふうな要件という機能があるわけで、それが「殊更無視」という言葉で本当に的確に表現されているのかどうかということは、これはいろいろ御議論あろうかと思いますが、いろいろ考えてみた結果、結局この表現が一番いいのではないかということになったわけで、そういうことを前提としてお考えになっていただければ、単純なものと申しますか、そう広がる話ではないのではないかと私どもとしては考えているということでございます。」
- 「赤色信号の無視に関してですけれども、「殊更に」という新しい概念が用いられ、かつ、この類型の限定というのは恐らく最も「殊更に」という概念にかかっているように思いますので、(中略) およそ従う意思がないような場合、他の安全を全く考慮しないような態度を示すものであるということ、これを理由書等で明確にしたいと思っております。」

3 前記諮問に対する答申案が採択された第135回法制審議会（平成13年9月5日）

における前記部会部会長代理による報告

※ 議事録から抜粋

「赤色信号無視につきましてですが、この行為の危険性は明らかであります。故意で赤色信号に従わない行為の中にも、例えば黄から赤への変り際に行うもののように、危険性、悪質性が極めて高い行為とまでは言えないものもあるのではないかと指摘がありました。議論の結果、修正案のように、構成要件的行為を赤色信号を殊更に無視する行為に改めることにされました。この「赤色信号を殊更に無視し」の意味については、赤色信号に従わない行為のうち、およそ赤色信号に従う意思のないものを意味する、信号の変り際などの、赤色信号であることについての未必的な認識が認められるにすぎないような場合などは除外する趣旨でございます。」

4 前記答申における要綱（骨子）

- 一 1 アルコール若しくは薬物の影響により、又は自動車の進行を制御する技能を有しないため、正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は十年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処するものとする。自動車の進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させ、よって人を死傷させた者も、同様とすること。
 - 2 人又は自動車等の通行を妨害する目的で、走行中の自動車等の直前へ進入し、その他人又は自動車等に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、1と同様とすること。赤色信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、同様とすること。
- 二 （略）

5 刑法の一部を改正する法律（平成13年法律第138号）による改正後の刑法

（危険運転致死傷）

第208条の2 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で四輪以上

の自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は十年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで四輪以上の自動車を走行させ、よって人を死傷させた者も、同様とする。

- 2 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で四輪以上の自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、前項と同様とする。赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で四輪以上の自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、同様とする。